

(別紙2)

保護ボランティア遵守事項

1 飼育・保管について

- (1) 動物管理センターから譲渡を受けた犬猫について台帳等（参考様式1）により管理するよう努めること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法等の関係法令を遵守すること。
- (3) 定期的に清掃・消毒等を行うなどして飼育施設を衛生的に管理すること。
- (4) 多頭飼育等で周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じないようにすること。
- (5) 飼育が長期に及ぶ場合には、不妊・去勢手術、又はこれに代わる繁殖制限措置を行うこと。
- (6) 猫は室内飼育すること。

2 団体等に関する文書の提出

- (1) 登録内容に変更があった場合には、速やかに保護ボランティア登録内容変更届出書（様式10）により届け出ること。
- (2) 譲渡を受けた犬猫を再譲渡した場合及び犬猫が飼育中に死亡した場合は速やかに譲渡動物顛末報告書（様式11）により動物管理センターに報告すること。
- (3) 保護ボランティアの活動を廃止した場合には、速やかに保護ボランティア登録抹消届出書（様式12）により動物管理センターに届け出ること。

3 新たな飼い主への譲渡について

- (1) 新たな飼い主に対し、その犬猫の性格・健康状態・登録状況などの個体情報及び遵守すべき法令等について十分な説明を行うこと。
- (2) 新たな飼い主に対し、譲渡を受けた動物に係る適正飼育の方法等について教示すること。
- (3) 再譲渡の際に、新たな飼い主に対し、譲渡動物顛末報告書に記載する事項について動物管理センターに情報提供することに関して、誓約書等の文書により承諾を得ること。

4 動物管理センターへの協力

- (1) 動物管理センターの指導に従い、また動物管理センターが実施する立入検査等に協力できること。

[注意]

保護ボランティアは、上記の内容を遵守すること。譲渡対象者の要件に適合しなくなった場合や遵守事項を実施していないと認められた場合は、登録を取り消すことがある。